

監査結果報告書

(定期監査・行政監査)

(平成28年3月31日)

監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成28年3月31日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

神内 茂樹 (じんない しげき)

佐藤 好邦 (さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成27年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査対象局及び所属別監査結果

| 教 育 局 | | | | |
|-------|---------------|----|----|----|
| | 所管課等 | 指摘 | 意見 | 合計 |
| 1 | 総務課 | | | |
| 2 | 学校教育課 | | | |
| 3 | 保健体育課 | | | |
| 4 | 生涯学習課 | 2 | | 2 |
| 5 | 生涯学習課少年育成センター | 1 | | 1 |
| 6 | 生涯学習課生涯学習センター | | | |
| 7 | 人権教育課 | | | |
| 8 | 中央図書館 | | 6 | 6 |
| 9 | 総合教育センター | 2 | 1 | 3 |
| 10 | 高松第一高等学校 | 2 | 2 | 4 |
| | 合計 | 7 | 9 | 16 |

【指摘】
 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】
 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

2 監査実施期間

平成27年12月28日から平成28年2月26日まで

3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

4 監査対象となる事務の執行年度

平成26・27年度

5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

また、重点取組事項の「市民目線に立つ行政監査」として、「高松市図書館の利用者サービス及び管理・運営について」をテーマとし、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。さらに、上記の行政監査テーマにおいて、実地監査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

【平成27年度 教育局 定期監査及び行政監査結果一覧】

H28.3.31

| 結果 No. | 区分 ※ | 項目 | 公表文 該当 ページ | 所管課等 |
|-----------|---------|------------------------------------|------------------|-------------------|
| No.1 | 意見 | 【重点】図書館サービス及び運営状況の点検並びに公表について | P6 | 中央図書館 |
| No.2 | 意見 | 【重点】各種検索機能の周知について | P7 | 中央図書館 |
| No.3 | 意見 | 【重点】図書館分室の充実について | P8 | 中央図書館 |
| No.4 | 意見 | 【重点】資料の盗難防止対策について | P9 | 中央図書館 |
| No.5 | 意見 | 【重点】適切な管理・運営方法を定めた上での防犯カメラの改修等について | P10 | 中央図書館 |
| No.6 | 意見 | 【重点】中央図書館の浸水被害対策について | P11 | 中央図書館 |
| No.7 | 指摘 | 支出命令に係る適正な事務処理について | P12 | 生涯学習課 |
| No.8 | 指摘 | 高松市少年教育指導員の登録に係る処理について | P13 | 生涯学習課 |
| No.9 | 指摘 | 市内出張旅費の算定について | P14 | 生涯学習課 少年育成センター |
| No.10 | 指摘 | 発注簿に係る事務処理について | P15 | 総合教育センター |
| No.11 | 指摘 | 非常勤嘱託職員の一般傷病休暇に係る事務処理について | P16 | 総合教育センター |
| No.12 | 指摘 | 適正な復命書の作成について | P17 | 高松第一高等学校 |
| No.13 | 指摘 | 発注簿に係る事務処理について | P18 | 高松第一高等学校 |
| No.14 | 意見 | 発注簿に係る適切な事務処理体制の構築について | P20 | 総合教育センター |
| No.15 | 意見 | 復命書に係る適切な事務処理体制の構築について【未措置案件】 | P21 | 高松第一高等学校 |
| No.16 | 意見 | 発注簿に係る適切な事務処理体制の構築について【未措置案件】 | P22 | 高松第一高等学校 |

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

【重点】

「平成27年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査した項目のこと。今回は、本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立つ行政監査を行った。

《参考》平成27年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成27年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立ち、次の観点から行政監査を行い、必要に応じて、改善・是正を促す。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

平成27年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku27.pdf>

【重点取組事項】高松市図書館の利用者サービス及び管理・運営について

1 テーマについて

本市は、市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため、図書館法第10条の規定に基づき、高松市図書館条例により、高松市図書館を設置している。

高松市図書館は、高松市図書館運営方針において、“教育・文化の情報拠点” 「市民に役立ち 地域に貢献する 図書館」を基本方針として、4つの基本目標を掲げ、各種施策を推進しているが、今日の市民の生涯学習意欲の高まりに加え、市民ニーズの多様化等により、図書館には、より質の高いサービスの提供が求められている。

これらのことから、高松市監査委員は、広く市民に利用されている身近な公共施設である高松市図書館について、「高松市図書館の利用者サービス及び管理・運営について」をテーマとして、当該事務が適正に行われているか、市民目線の立場に立ち、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、教育局中央図書館である。

「高松市図書館運営方針」へのリンクはこちら。

2 監査のポイント

市民目線の立場に立つため、下記の調査を行った。

- ① 高松市図書館のホームページで提供されているサービスを実際に操作
- ② 同ホームページの内容を全件チェック
- ③ 現地での調査
- ④ 国立国会図書館、他の県内公立図書館及び市内の書店におけるサービス状況の調査
- ⑤ ④に基づく高松市図書館との比較

3 本市の図書館サービスの特色

高松市図書館は、利用者の利便性に配慮した各種サービスを提供している。

他都市と比較しても、その内容は充実しており、利用者サービスに対する、職員の意識の高さと努力の結果が伺える。

このことは、本市の他部門も参考にすべき好例であるといえる。

また、具体的な事例として、下記の【特色1～4】が挙げられる。

【特色1】利便性の高い開館時間

本市図書館の開館時間は、中央及び各地域館ともに、火曜日から金曜日は、9時30分から19時までと、県立及び県内各市立図書館の中で、県立図書館と並んで最も遅くまで開館している。

また、平成27年10月に、コトデン瓦町駅ビル（瓦町FLAG）内にオープンした、中央図書館瓦町サテライトは、年末年始を除いて年中無休で開館しており、開館時間は21時までと、県内の公立図書館内において、他に類を見ない、利便性の高い開館時間となっている。



中央図書館瓦町サテライト（瓦町FLAG8階 市民交流プラザ | KODE 瓦町 内）

【特色2】多彩な催し物の開催

平成27年11月に第11回目が開催された「高松市子ども読書まつり」は、毎回多くの親子連れが訪れる、本市の秋の恒例行事として定着している。

また、集会室や視聴覚ホール等、図書館内の施設を有効活用し、こども関連、子育て支援、ビジネス支援、障がい者サービス等、ターゲットを絞った各種催し物を定期的で開催し、幅広い利用者ニーズに答えている。

【特色3】取次サービスの充実

開館時間内に利用することの困難な利用者が、図書館サービスを受けることができるよう、図書館外施設において、予約図書等の取次サービスを実施している。

平成26年度 予約図書取次事業実績

単位：件

| 施設 | 高松シティホテル (亀井町) | 白洋舎郷東町本店 (郷東町) | ブリーザーズスクエア※1 (南新町) | マチインフォ※2 (丸亀町) | 合計 |
|----------|-------------------|-------------------|-----------------------|-------------------|--------|
| 予約 件数 | 7,090 | 1,707 | 5,252 | 3,869 | 17,918 |

※ブリーザーズスクエアでの取次サービスは、H28.3.29で終了

※マチインフォ（「高松中央商店街インフォメーションセンター」）での取次サービスは、H27.9.10で終了

【特色4】返却サービスの充実

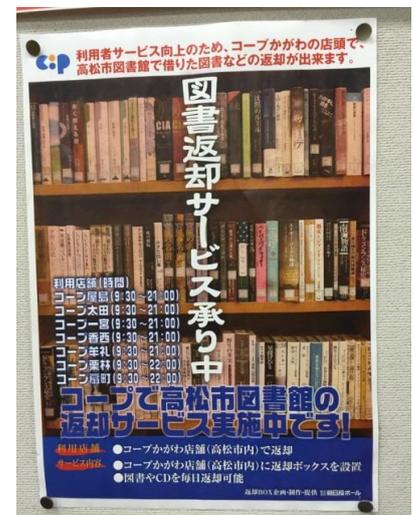
コープかがわの市内7店舗において、図書館資料の返却サービスを実施し、返却しやすい環境の整備に努めている。

平成26年度 コープかがわ店頭返却サービス実績

単位：件

| 店舗名 | 屋島 | 一宮 | 太田 | 香西 |
|------|--------|-------|--------|-------|
| 返却件数 | 10,565 | 5,657 | 17,184 | 9,244 |

| 店舗名 | 栗林 | 牟礼 | 扇町 | 合計 |
|------|--------|-------|-------|--------|
| 返却件数 | 29,762 | 9,684 | 3,842 | 85,938 |



監査結果
(重点取組事項)

高松市図書館の利用者サービス及び管理・運営について

結果No.

No.1

| | | | | |
|------------|---|-----|-----------------------------|--|
| 監査実施年度／対象局 | 平成27年度／教育局 | | | |
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 中央図書館 | 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 図書館サービス及び運営状況の点検並びに公表について | | | |
| 意見 | 図書館サービスその他図書館の運営状況に関して、図書館協議会等による評価の結果は、講じた措置とともに、市民に対し、積極的に公表されたい。 | | | |

| | |
|----------|--|
| 根拠法令・通知等 | 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号） |
| 内容 | <p>第二 公立図書館</p> <p>一 市町村立図書館</p> <p>1 管理運営</p> <p>(二) 運営の状況に関する点検及び評価等</p> <p>② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。</p> <p>③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワークをはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">※関係部分の抜粋</p> |

監査結果
(重点取組事項)

高松市図書館の利用者サービス及び管理・運営について

結果No.

No.2

| | | | | |
|------------|-----------------------------------|-----|-----------------------------|--|
| 監査実施年度／対象局 | 平成27年度／教育局 | | | |
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 中央図書館 | 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 各種検索機能の周知について | | | |
| 意見 | 調べものをする利用者の手助けとなる、各種検索機能の周知をされたい。 | | | |

| | |
|-----|---|
| 参考① | 国立国会図書館リサーチ・ナビ |
| 参考② | レファレンス協同データベース（国立国会図書館） |
| 参考③ | 香川県内公共図書館横断検索 |
| 参考④ | <small>日本最大の図書館検索サイト</small>  日本最大の図書館検索 カーリル |

監査結果
(重点取組事項)

高松市図書館の利用者サービス及び管理・運営について

結果No.

No.3

| | | | | |
|------------|--|-----|-----------------------------|--|
| 監査実施年度／対象局 | 平成27年度／教育局 | | | |
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 中央図書館 | 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 図書館分室の充実について | | | |
| 意見 | <p>地域住民にとって身近な存在である、各コミュニティセンター内に設置されている分室について、地域住民のニーズに沿った新たな図書を購入する等、充実を図られたい。</p> <p>また、分室内の図書が閲覧しやすい環境づくりについて、コミュニティセンター所管局と連携して取り組まれたい。</p> | | | |

監査結果
(重点取組事項)

高松市図書館の利用者サービス及び管理・運営について

結果No.

No.4

| | | | | |
|------------|--|-----|-----------------------------|--|
| 監査実施年度／対象局 | 平成27年度／教育局 | | | |
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 中央図書館 | 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 資料の盗難防止対策について | | | |
| 意見を付す理由 | <p>図書館資料の盗難防止対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ①館内への鞆の持ち込みの禁止 ②防犯ミラー等の設置 ③職員の不審者への声掛け ④常駐警備員の館内巡回 <p>等の策を講じているものの、抜本的な対策にはなっておらず、職員への負担も大きくなっている。</p> | | | |
| 意見 | 資料の盗難防止の抜本的な対策として、BDS（図書不正持出防止システム）の導入について検討されたい。 | | | |

※「BDS（Book Detection System）」とは、貸出処理をしていない図書を持ったまま出入口に設置されたゲートを通ると、ブザーの鳴動やランプの点灯などで警告するシステムのこと。

監査結果
(重点取組事項)

高松市図書館の利用者サービス及び管理・運営について

結果No.

No.5

| | | | | |
|------------|---|-----|-----------------------------|--|
| 監査実施年度／対象局 | 平成27年度／教育局 | | | |
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 中央図書館 | 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 適切な管理・運営方法を定めた上での防犯カメラの改修等について | | | |
| 意見を付す理由 | 現在、中央図書館に設置されている防犯カメラは、老朽化のため、機能面での陳腐化が見られ、機器の故障等も発生している。 | | | |
| 意見 | 平成28年度に実施予定の、建物及び設備関係の劣化診断の結果等を踏まえ、防犯カメラの改修等について検討されたい。 なお、カメラ設置の際は、利用者のプライバシー保護や、適切な管理・運営方法を定めることについても留意されたい。 | | | |

監査結果
(重点取組事項)

高松市図書館の利用者サービス及び管理・運営について

結果No.

No.6

| | | | | |
|------------|---|---------------------------|-----------------------------|--|
| 監査実施年度／対象局 | 平成27年度／教育局 | | | |
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 中央図書館 | 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 浸水被害対策について | | | |
| 意見を付す理由 | <p>県作成の、各種ハザードマップによると、中央図書館の位置する、昭和町一丁目における地震、洪水及び高潮による浸水深は、下表のとおり、0.3～2.1メートルが想定されている。 地下に書庫を持つ中央図書館の構造上、十分な浸水被害対策を講ずる必要がある。</p> | | | |
| | No. | マップ名 | 区分 | 浸水深 (m) |
| | 1 | 津波浸水想定図 (南海トラフ地震 (最大クラス)) | 地震 | 0.3～1.0 |
| | 2 | 香東川水系香東川浸水想定区域図 | 洪水 | 1.0～2.0 |
| 3 | 高潮浸水想定区域図 (平成16年台風16号程度) | 高潮 | 1.1～2.1 | |
| 作成 | 香川県 | | | |
| 意見 | <p>想定される浸水被害に対応できるよう、設備面での対応を検討されたい。 また、現在行われている、災害発生時の来館者の安全確保に対応する訓練等に加え、資料への被害発生防止策も検討されたい。</p> | | | |

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局

平成27年度／教育局

| | | | | |
|----------|--------------------|-----|--|-----------------------------|
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 生涯学習課 | 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 支出命令に係る適正な事務処理について | | | |

| | |
|-----|--|
| 指 摘 | 平成26年6月12日請求の高松市指定こども農園事業費補助金について、請求書の首標金額を修正していたので、適正に処理されたい。 |
|-----|--|

| | |
|----------|--|
| 根拠法令・通知等 | 高松市会計規則第8条第2項 |
| 内 容 | 収支に関する証書類の金額、数量は、改ざん、又はそう入することができない。ただし、首標金額を除く文字を訂正又はそう入する場合は、2線を引き、その右側又は上部に正書証印し、訂正削除した文字は、明らかに読むことができるようにしておかなければならない。 |

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局

平成27年度／教育局

告示番号

高松市監査委員告示第10号

告示日

平成28年3月31日

所管課等

生涯学習課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

高松市少年教育指導員の登録に係る処理について

指 摘

高松市少年教育指導員については、個人を登録することを前提としているが、所属団体の代表者変更の届出により、選任・登録手続のないまま、後任の所属団体代表者を指導員として派遣し、報償費を支出しているため、指導員の選任・登録について、適正に処理されたい。

なお、高松市少年教育指導員応募用紙について、団体として登録できるとの誤解を生じかねないものとなっているため、様式の見直しを検討されたい。

根拠法令・
通知等

高松市少年教育指導員登録要領第3項

内 容

3 指導員の選任及び登録

指導員を希望する者は、教育委員会に「高松市少年教育指導員応募用紙」（別記様式）を提出しなければならない。なお、技量を認定する書類を有する場合は、併せて提出するものとする。

教育委員会は、希望者と面談を行い、登録の可否を決定し、登録承認書を交付する。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局

平成27年度／教育局

| | | | | |
|----------|-------------------|-----|--|-----------------------------|
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 生涯学習課 少年育成センター | 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 市内出張旅費の算定について | | | |

| | |
|-----|---|
| 指 摘 | <p>県条例を適用する職員の市内出張旅費の算定について、誤っているものが見受けられたので、適正に処理されたい。</p> |
|-----|---|

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局

平成27年度／教育局

| | | | | |
|----------|----------------|-----|--|-----------------------------|
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 総合教育センター | 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 発注簿に係る事務処理について | | | |

| | |
|-----|---|
| 指 摘 | 発注簿に係る事務処理については、決裁を受けないまま発注しているなど、不適正な事務処理が散見されたので、適正に事務処理されたい。 |
|-----|---|

| | |
|----------|--|
| 根拠法令・通知等 | 発注簿等財務処理要領（一部抜粋） |
| 内 容 | <p>4 発注簿等に係る財務処理に当たっての留意事項</p> <p>(1) 発注簿等による発注に当たっては、これが事実上の支出負担行為であると認識しなければならない。</p> <p>5 発注簿（工事用）</p> <p>(1) 職員は、工事を発注しようとするときは、発注簿（工事用）（様式第1号（緊急工事に係るものにあつては様式第2号）。以下「工事発注簿」という。）により課長の決裁を受けなければならない。</p> <p>6 発注簿（物品購入用）</p> <p>(1) 職員は、物品を購入しようとするときは、発注簿（物品購入用）（様式第3号。以下「物品発注簿」という。）により課長の決裁を受けなければならない。</p> |

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局

平成27年度／教育局

| | | | | |
|----------|---------------------------|-----|--|-----------------------------|
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 総合教育センター | 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 非常勤嘱託職員の一般傷病休暇に係る事務処理について | | | |

| | |
|----|---|
| 指摘 | 非常勤嘱託職員の一般傷病休暇に係る事務処理について、誤っているものが見受けられたので、適正に処理されたい。 |
|----|---|

| | |
|----------|---|
| 根拠法令・通知等 | 高松市非常勤嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する要綱第12条 |
| 内容 | <p>第12条 病気休暇は、公務傷病休暇と一般傷病休暇とする。</p> <p>2 公務傷病休暇は、一の年度で30日（連続する場合は勤務を要しない日を含む。）を超えない範囲内で必要と認められる期間とし、有給とする。</p> <p>3 前項の規定による期間を超える必要と認められる期間にあっては、無給とする。</p> <p>4 一般傷病休暇は、一の年度で10日（連続する場合は勤務を要しない日を除く。）を超えない範囲内で必要と認められる期間とし、有給とする。</p> |

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.12

監査実施年度／対象局

平成27年度／教育局

| | | | | |
|----------|---------------|-----|--|-----------------------------|
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 高松第一高等学校 | 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 適正な復命書の作成について | | | |

| | |
|-----|--|
| 指 摘 | <p>復命書の作成については、帰着後1か月以上経過して作成されているものなどが多数見受けられたので、高松市立学校職員の服務に関する規則第5条第3項に基づき、適正に事務処理されたい。</p> |
|-----|--|

| | |
|----------|--|
| 根拠法令・通知等 | 高松市立学校職員の服務に関する規則第5条第3項 |
| 内 容 | 職員（校長を除く。）は、出張したときは、帰着後速やかに、その概要を校長に復命しなければならない。 |

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.13

監査実施年度／対象局

平成27年度／教育局

| | | | | |
|----------|----------------|-----|--|-----------------------------|
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 高松第一高等学校 | 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 発注簿に係る事務処理について | | | |

| | |
|-----|---|
| 指 摘 | <p>発注簿に係る事務処理については、発注簿等財務処理要領及び会計規則等関係規程の定めるところにより処理しなければならないが、施設修繕等に係る工事用発注簿については、工事発注日を砂消しゴムで修正しているもの、兼命令処理日が現場検査（確認）日より前の日付であるもの、工事写真に小黑板又はカメラ機能による撮影日が写し込まれておらず、工事名、施工業者を記載していないものなど、不適正な事務処理となっているものが多数見受けられたので、適正に処理されたい。</p> |
|-----|---|

| | |
|------------|--|
| 根拠法令・通知等 ① | 高松市会計規則第8条第2項 |
| 内 容 | 収支に関する証書類の金額、数量は、改ざん、又はそう入することができない。ただし、首標金額を除く文字を訂正又はそう入する場合は、2線を引き、その右側又は上部に正書証印し、訂正削除した文字は、明らかに読むことができるようにしておかなければならない。 |
| 根拠法令・通知等 ② | 発注簿等財務処理要領第5項第2号 |
| 内 容 | 工事発注簿及び工事発注簿の添付書類（1者を特定し行った契約に係る工事写真については、別記によること。）は、支出負担行為に係る決裁と同様の期間及び方法により、保存しなければならない。 |

| | | | |
|----------------|---|--|----------------|
| 根拠法令・ 通知等 ③ | 発注簿等財務処理要領 別記（第5項関係） 写真の撮り方 備考5 | | |
| 内 容 | 撮影時期 | 撮影要領 | 撮影枚数 |
| | 工事着手前 | (1) 工事範囲が確認できるように全景を撮影すること。 (2) 施工（修繕を含む。以下同じ。）予定箇所の工事着手前の状況が明確に確認できるように撮影すること。 | それぞれ最低 1カット |
| | 5 写真撮影に当たっては、次の事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むこと。ただし、小黒板の判読が困難となる場合は、カメラの機能により撮影日を写し込み、工事写真帳の欄外に(1)、(2)、(4)及び(5)の事項を記載すること（小黒板を保有していない場合は、カメラの機能により撮影日を写し込み、(1)、(2)、(4)及び(5)の事項を工事写真帳の欄外に記載すること。） (1) 工事名 (2) 施工業者 (3) 撮影日（工事中及び完了後の写真においては不要） (4) 撮影時期（工事着手前、工事完了後等の別） (5) その他監督員が指示する事項 | | |

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.14

監査実施年度／対象局

平成27年度／教育局

| | | | | |
|----------|------------------------|-----|-----------------------------|--|
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 総合教育センター | 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 発注簿に係る適切な事務処理体制の構築について | | | |

| | |
|----|--|
| 意見 | <p>発注簿に係る不適正な事務処理が散見されたことについては、職員の発注簿等財務処理要領等関係規程に対する理解が不十分であることによるものと見受けられるので、同要領等の遵守について周知徹底するとともに、発注簿に係る事務処理について課内研修会を実施するなど、適切な事務処理体制の構築に努められたい。</p> |
|----|--|

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.15

監査実施年度／対象局

平成27年度／教育局

| | | | | |
|----------|--|-----|-----------------------------|--|
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 高松第一高等学校 | 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 復命書に係る適切な事務処理体制の構築について [未措置案件] | | | |
| 意見を付す理由 | <p>復命書の作成については、平成25年度の定期監査にて、復命が帰着後1か月以上経過して作成されているものなどについて、適正に事務処理を行うよう指摘し、是正を求めているにもかかわらず、未だに措置通知がなされていない上に、今回の監査においても改善が見られなかった。</p> <p>このようなことから、指摘に併せて、下記の意見を付すものである。</p> | | | |

| | |
|----|---|
| 意見 | <p>出張後、速やかに復命書が作成できていないのは何が問題なのか検証した上で、見直しを行うとともに、チェック体制を整えるなどの対策を講じ、全教員に周知徹底されたい。</p> <p>また、教員が日々多忙な上、出張件数が非常に多く、復命書の作成や提出が困難であり、規則どおりにできない状況であるならば、高松市立学校職員の服務に関する規則第5条第3項については現状に見合った規則となるよう、法令との整合性に留意の上、見直しを検討されたい。</p> <p>なお、平成25年度の未措置案件については、放置することなく、真摯に取り組み、早急に措置通知を提出されたい。</p> |
|----|---|

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.16

監査実施年度／対象局

平成27年度／教育局

| | | | | |
|----------|--|-----|-----------------------------|--|
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告示日 | 平成28年3月31日 | |
| 所管課等 | 高松第一高等学校 | 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 発注簿に係る適切な事務処理体制の構築について [未措置案件] | | | |
| 意見を付す理由 | <p>発注簿に係る事務処理については、平成25年度の定期監査にて、発注簿等財務処理要領の規定に基づき事務処理を適正に行うよう指摘し、是正を求めているにもかかわらず、未だ措置通知がなされていない上に、今回の監査においても、改善が見られなかった。</p> <p>このようなことから、指摘に併せて、下記の意見を付すものである。</p> | | | |

| | |
|----|--|
| 意見 | <p>発注簿等財務処理要領等の遵守について周知徹底するとともに、発注簿に係る事務処理について、課内のチェック体制を整えるなどの対策を講じ、適切な事務処理体制の構築に努められたい。</p> <p>なお、平成25年度の未措置案件については、放置することなく、真摯に取り組み、早急に措置通知を提出されたい。</p> |
|----|--|